

兵庫県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例

平成 4 年 12 月 21 日

条例第 45 号

改正 平成 12 年 3 月 28 日条例第 3 号

平成 13 年 12 月 20 日条例第 48 号

兵庫県自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会条例をここに公布する。

兵庫県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、兵庫県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第 3 条 委員は、知事及び知事が委嘱する次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 公安委員会の委員長
- (2) 関係市町の長
- (3) 関係地方行政機関の長
- (4) 関係道路を管理する公共的機関の長

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 5 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 協議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
3 部会に、部会長を置く。
4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
5 部会長の職務及び部会の会議については、第4条第3項及び前条の規定を準用する。

(幹事)

第7条 協議会に、幹事 50 人以内を置く。

- 2 幹事は、関係機関の職員のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。
3 幹事は、会長の命を受けて、所掌事務について委員及び専門委員を助ける。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる協議会は、第5条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第1条第10号を次のように改める。

(10) 自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会
別表第1 公害対策審議会の項の次に次のように加える。

自動車排出窒素酸化物総 量削減計画策定協議会	会長	日額	15,500 円
	副会長	日額	13,000 円
	委員	日額	12,500 円
	専門委員	日額	12,500 円
	幹事	日額	8,100 円

別表第 2 公害対策審議会の委員及び専門委員の項の次に次のように加える。

自動車排出窒素酸化物総量削減計画策 定協議会の委員、専門委員及び幹事	職員旅費条例中 8 級の職務にある者相当額
---------------------------------------	-----------------------

附 則（平成 12 年 3 月 28 日条例第 3 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 12 月 20 日条例第 48 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる兵庫県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質
総量削減計画策定協議会は、改正後の兵庫県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量
削減計画策定協議会条例第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、知事が招集する。

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 24 号）の
一部を次のように改正する。

第 1 条第 10 号を次のように改める。

(10) 兵庫県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会

別表第 1 兵庫県自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会の項及び別表第 2 兵庫県自
動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会の委員、専門委員及び幹事の項中「兵庫県自
動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会」を「兵庫県自動車排出窒素酸化物及び粒子
状物質総量削減計画策定協議会」に改める。

(別紙)

兵庫県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会委員及び幹事名簿

令和5年7月

団体・機関名	委 員		幹 事	
	職 名	氏 名	職 名	氏 名
兵庫県	知事	齋藤 元彦	環境部次長	上西 琴子
			環境部水大気課長	山本 竜一
			産業労働部地域経済課長	福田 靖久
			土木部交通政策課長	吉栖 雅人
			土木部道路企画課長	草野 真一
			土木部道路街路課長	志茂 大輔
			まちづくり部都市計画課長	波戸岡 誠
兵庫県公安委員会	委員長	澤田 隆	兵庫県警察本部交通部交通規制課長	藤田 邦宏
神戸市	市長	久元 喜造	環境局環境保全課長	中西 寛光
			建設局道路計画課長	清水 陽
姫路市	市長	清元 秀泰	農林水産環境局環境政策室 主幹	佐想 善勇
			建設局道路建設部街路建設課長	橋本 正生
尼崎市	市長	松本 眞	経済環境局環境部環境保全課長	吉村 忠和
			都市整備局道路整備担当課長	堀田 諭
明石市	市長	丸谷 聡子	市民生活局環境室環境保全課長	阪永 憲哉
			都市局道路安全室道路整備課長	嶽下 裕一
西宮市	市長	石井 登志郎	環境局環境総括室環境保全課長	江崎 大三郎
			土木局道路部道路建設課担当課長	仲谷 秀一
芦屋市	市長	高島 峻輔	市民生活部環境・経済室 環境課長	長良 晶子
			都市政策部都市基盤室道路・公園課長	石濱 晃生
伊丹市	市長	藤原 保幸	総合政策部グリーン戦略室主幹	古結 孝広
			都市交通部道路室道路建設課長	本多 康久
加古川市	市長	岡田 康裕	環境部環境保全課長	瀧石 弘
			建設部道路建設課長	岩田 健二
宝塚市	市長	山崎 晴恵	環境部環境室環境政策課長	岸本 圭史
			都市安全部建設室道路政策課長	早瀬 弘英
高砂市	市長	都倉 達殊	生活環境部環境経済室環境政策課長	塚本 淳一
			都市創造部土木建設室道路公園課長	濱田 恵吾
川西市	市長	越田 謙治郎	市民環境部環境政策課長	寺田 義一
			土木部副部長兼道路整備課長	中澤 栄二
播磨町	町長	佐伯 謙作	住民協働部産業環境課長	玉川 滋一
			都市基盤部土木課長	橋本 敏弘
太子町	町長	沖汐 守彦	生活福祉部生活環境課長	池田 誠
			経済建設部まちづくり課長	富岡 泰造
農林水産省近畿農政局	局長	安東 隆	経営・事業支援部食品企業課長	高野 新
経済産業省近畿経済産業局	局長	三浦 章豪	資源エネルギー環境部環境・資源循環 経済課長	山田 真司
国土交通省近畿運輸局	局長	金井 昭彦	交通政策部 環境・物流課長	橋本 朋彦
国土交通省近畿地方整備局	局長	見坂 茂範	道路部計画調整課長	平井 義博
環境省近畿地方環境事務所	所長	関根 達郎	環境対策課長	福島 慶三
西日本高速道路株式会社関西支社	支社長	安達 雅人	保全サービス事業部交通計画課長	辰巳 正人
阪神高速道路株式会社	代表取締役 役社長	吉田 光市	計画部道路環境室長	須山 信雄
本州四国連絡高速道路株式会社	代表取締役 役社長	後藤 政郎	企画部経済調査課長	前島 一陸
兵庫県道路公社	理事長	飯塚 功一	技術部長	福田 嘉孝
神戸市道路公社	理事長	三島 功裕	経営企画部企画担当課長	谷口 智広